

「すべての県民が日本一暮らしやすいと  
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

# 多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり



## 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のホストタウンと相手国との交流支援



要望先 : 内閣官房  
県担当課 : 国際課

### ◆提案・要望

ホストタウンに登録されている自治体が、東京2020大会時に新型コロナの影響により実施できなかった選手等との直接交流を大会終了後に実現できるよう、令和5年度以降も財政支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ホストタウン自治体は当初事前キャンプ中に選手と住民とが直接触れ合う交流を予定していたが、新型コロナの世界的な感染拡大により、実施できなかった。そこで、大会終了後も相手国との友好関係を継続し、コロナ収束後に改めて直接の交流を実現させることで地域のレガシーとして根付かせていくため、令和5年度以降も財政支援を継続する必要がある。

### ◆参考

○埼玉県内におけるホストタウンの登録状況（令和4年2月15日時点）

- 登録自治体 県と21市町
- 相手方 17か国・地域

国・地域名	自治体名	ホストタウン登録
アンドラ	横瀬町	令和2年12月
マカオ	吉川市	令和2年12月
アルジェリア(※)	北本市	令和2年2月
マレーシア(※)	三芳町	令和2年2月
オーストラリア	戸田市	令和元年12月
キューバ	東松山市	令和元年10月
コロンビア	秩父市	令和元年6月
コロンビア	草加市	平成31年4月
タイ	川越市	平成31年4月
オーストラリア	県・上尾市・伊奈町	平成31年2月
トルコ(※)	本庄市	平成30年12月
セルビア(※)	富士見市	平成30年12月
ベナン	幸手市	平成30年8月
オランダ	三芳町	平成30年4月
コロンビア	県・加須市	平成29年12月
イタリア	県・所沢市	平成29年12月
ミャンマー	鶴ヶ島市	平成29年7月
ブラジル	県・新座市	平成28年12月

オランダ	さいたま市	平成 28 年 12 月
ギリシャ	三郷市	平成 28 年 6 月
ブータン	寄居町	平成 28 年 6 月

※ 富士見市はセルビア（令和元年 12 月）、三芳町はマレーシア（令和 2 年 3 月）、北本市はアルジェリア（令和 2 年 4 月）、本庄市はトルコ（令和 3 年 2 月）の共生社会ホストタウンにもそれぞれ登録

## 2 (独) 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の存続



要望先 : 外務省  
 県担当課 : 国際課

### ◆提案・要望

独立行政法人国際交流基金アジアセンターが実施する「日本語パートナーズ」派遣事業を令和5年度以降も継続して実施すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では平成27年11月に独立行政法人国際交流基金と連携協定を締結し、本事業に埼玉県推薦プログラムを設け、平成28年度から派遣者の募集、選考、同基金への推薦を実施している。
- ・ 本事業は、海外に日本文化を広めるとともに、派遣した人材が多様な経験を通じ、グローバル人材として成長することが期待できるものである。派遣した人材は、帰国後、地域における多文化共生の担い手となる可能性もあり、埼玉県にとっても重要な事業であると考えている。
- ・ 本事業については、令和4年度派遣まで予算措置されているが、令和5年度以降の派遣に向けた予算は確保されていない。令和5年度の派遣及びその後の本事業の継続実施を要望する。

### ◆参考

埼玉県では、平成29年度から令和3年度までの5年間に埼玉県推薦枠で28名をタイ、インドネシアに派遣しており、令和2年度（令和元年度選考）からは、派遣先にベトナムを加えた。

#### ○埼玉県推薦枠による派遣者数

派遣年度	派遣者数 ( ) 内は推薦枠数			合計
	タイ (5)	インドネシア (5)	ベトナム (2)	
平成29年度	5	4	—	9
平成30年度	5	5	—	10
令和元年度	4	3	—	7
令和2年度(*)	—	—	—	—
令和3年度	2	—	—	2
令和4年度(予定)	4	4	—	8
合計	20	16	0	36

(\*) 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、安全確保の観点から派遣中止

# ■文化芸術の振興



## 1 文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁  
 県担当課：文化資源課

### ◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、令和2年度の計画額12,821千円に対して当初交付額は5,385千円（交付額／計画額＝42.0%以下同じ）、令和3年度計画額8,483千円に対して当初交付額は6,786千円（80.0%）、令和4年度計画額6,161千円に対して当初交付額は5,431千円（88.2%）となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。

### ◆参考

○県内国指定文化財に係る国庫補助金の計画と当初交付額

(件数：件、額：千円)

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
H29	78	1,163,133	71	700,155	60.2%
H30	76	1,050,749	72	771,267	73.4%
H31	67	765,015	62	444,009	58.0%
R2	80	973,363	75	865,355	88.9%
R3	74	750,822	70	666,230	88.7%
R4	74	812,086	71	674,346	83.0%

# ■ デジタル技術を活用した県民の利便性の向上



## 1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消



要望先 : 総務省

県担当課 : 情報システム戦略課

### ◆提案・要望

希望する全ての国民がICTを活用できる環境の確保に当たっては、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバを利用した超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で99.3%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、次世代移動通信である5G環境も含め中山間部などの条件不利地域での民間事業者による整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、民間事業者における条件不利地域を含めた広範囲の整備を促進する必要がある。

# ■多様な主体による地域社会づくり



## 1 孤立死防止対策の充実



要望先 : 厚生労働省  
県担当課 : 社会福祉課

### ◆提案・要望

ライフライン事業者や輸送事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- ・ そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会が多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定がある。
- ・ 同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- ・ しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるようにする具体的事例が記載されていない。

## 2 生活福祉資金相談体制の維持



要望先 : 厚生労働省  
県担当課 : 社会福祉課

### ◆提案・要望

- (1) 生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。
- (2) 今後、特例貸付を実施する場合には、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- ・ 平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金を交付した。
- ・ 平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められたが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
- ・ 平成28～30年度も経過措置の適用により本来の補助基準額を超える60,712千円が確保された。
- ・ 一方、令和元年度～3年度は、債権回収の取組を強化することに伴う加算措置を活用することにより、同程度の補助基準額が確保され、4年度も同様の加算措置が継続されることになっている。
- ・ また、市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が平成26年度で廃止された。27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となったが、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- ・ 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付が令和2年3月から始まり、貸付件数は急増した。
- ・ 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会では、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、相談支援を続けていく必要がある。
- ・ 特例貸付に係る財源は措置されているが、通常の貸付に関しても、令和5年度以降、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施された特例貸付については、事務手続に関する国からの情報提供が直前になることが多く見受けられた。
- ・ 現場では十分な情報等がないまま、手探りで事業を継続したところである。
- ・ 適切に制度を運用するためには、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえ、特例貸付を実施することが重要である。

◆参考 国庫補助額の推移

○県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

	補助金額（上限額）	財 源
平成26年度	113,811千円	①セーフティネット支援対策等事業費補助金 74,954千円（国1/2、県1/2） ②緊急雇用創出事業臨時特例基金 38,857千円（国10/10）
平成27年度	97,561千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成28年度	60,712千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成29年度	60,712千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成30年度	60,712千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
令和元年度	1,211,674千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,674千円（国1/2、県1/2） ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,154,000千円（国10/10） ※②は特例貸付の原資分
令和2年度	57,153,146千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 67,146千円（国1/2、県1/2） ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,086,000千円（国10/10） ※②は特例貸付の原資分
令和3年度	49,782,095千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 68,108千円（国1/2、県1/2）  ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 49,713,987千円（国10/10） ※②は特例貸付の原資分
令和4年度 （見込み）	64,754千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 64,754千円（国1/2、県1/2）

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財 源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金（国10/10）
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の1/2を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度 （見込み）	72,365千円	

### 3 重層的支援体制整備事業の推進



要望先：厚生労働省  
県担当課：地域包括ケア課

#### ◆提案・要望

重層的支援体制整備事業の推進に向けて、更なる財源措置を講ずるなど市町村の意欲を高める仕組みにすること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者・障害者・児童・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な課題を抱えた方が増加している。
- ・ そこで国は、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下この頁において「モデル事業」という。）を活用しながら、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を進めてきた。
- ・ モデル事業の成果等を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、新たな市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」を規定した（令和3年4月1日施行）。
- ・ この法改正により、制度別（高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など）に設けられた財政支援を1本の補助要綱に基づき一体的な実施が可能となった。
- ・ しかしながら、重層的支援体制整備事業のうち、「包括的な相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」については、既存の財源の組替えであり、当事業に取り組む市町村の財政負担を減らす仕組みではない。
- ・ また、交付金の算定にあたっては、既存の制度別の補助金・交付金の前々年度の事業実績額に基づき按分して算出することになっているが、事業実態と按分率との間に乖離が生じる場合は按分率を補正したり、相談支援機関の開設・廃止が生じる場合はその影響額を計算するなど、計算が複雑になっている。
- ・ 国の財政支援の仕組みは、重層的支援体制整備事業に関する市町村の意欲を高める仕組みとはなっていないため、当事業に取り組む意欲的な市町村に対し、更なる財源措置を講ずるとともに、交付金の算出にあたっては、当該年度の事業予算額に基づく算出にするなど、分かりやすい仕組みに変更する必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業は市町村の自治事務であり、「多機関協働事業等」及び「移行準備事業」については、令和5年度から都道府県が財政負担する方針が一方的に示されたが、令和5年度以降も国の責任で実施するべきである。  
なお、都道府県に負担を求める場合は、地方交付税による対応など、国が都道府県に対し十分な財源措置を講ずるべきである。

#### ◆参考

##### ○重層的支援体制整備事業の取組予定市町村

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2市町村	7市町村	9市町村

##### ○本県の主な取組・支援

- ・ 市町村に対し、アドバイザーを派遣
- ・ 市町村情報交換会や研修の開催